



平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年(ワ)第287号, 平成28年(ワ)第79号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3081名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

平成28年5月9日

京都地方裁判所第6民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室 祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 62	活断層から発生する地震の規模と周期について	写し	S50	松田時彦	地震のマグニチュードMと活断層長さLとの関係を表す経験式（松田式）及び松田式の元となった 14 地震のデータ等 なお、被告関西電力株式会社の準備書面（7）21 頁記載の図が 270 頁の図（a）であり、その算定式は 271 頁の式（2）である。
丙 63	原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 第 153 回 議事録	写し	H26. 10 以降	原子力規制委員会	平成 26 年 10 月 29 日の第 153 回「原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合」において、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の基準地震動が概ね了承されたこと
丙 64	松田式のマグニチュードについて	原本	H27. 9. 11	被告関西電力株式会社 土木建築室 技術グループ チーフマネージャー 原口和靖	「活断層から発生する地震の規模と周期について」（丙 62）で提案された松田式の元データにおける地震のマグニチュードの値と、平成 15 年に気象庁が再評価したマグニチュードの値との対応関係 なお、添付資料 1 は丙 62 号証と同じものである。
丙 65	山陰地方の活断層の諸特徴	写し	H14	岡田篤正	本件発電所の敷地周辺地域を含む中部や近畿地方は、累積変位量（地震の結果生じる変位の総量）が大きい（すなわち活断層が繰り返し活動している）、明瞭な活断層が密に分布している地域であるとの知見が示されていること等

丙 66	柏崎刈羽原子力発電所における新潟県中越沖地震時に取得された地震観測データの分析及び基準地震動に係る報告書の見直しならびに提出について	写し	H20.9.22	東京電力株式会社	柏崎刈羽原子力発電所について、基準地震動が見直され、1～4号機の解放基盤表面における基準地震動の最大加速度が2300ガルとなったこと。
------	--	----	----------	----------	---